
最良執行義務の導入等に伴う本協会関係諸規則の改正について

日証協 平 17.3.15

本協会では、3月15日の自主規制会議において、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)等の一部を改正した。

本協会では、協会員が上場株券等の取引所有価証券市場外での売買(以下「取引所外売買」という。)並びにその媒介、取次ぎ又は代理を行う場合には、一定の範囲内の価格で行わなければならないこととしている(当該上場株券の基準価格公表証券取引所において当該上場株券等に係る売買立会が行われていない時間に受けた注文に係る取引所外売買等、一部適用除外あり)。また、協会員が顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客(証券会社に関する内閣府令第28条第1号各号に掲げる者を除く。)に対し、取引所外売買を行うために必要な留意事項について記載した書面を交付するとともに、その内容について十分に説明することとしている。

今般の改正は、来る4月1日より施行される改正証券取引法において、第37条(取引所有価証券市場外での取引禁止)が撤廃されるとともに、最良執行義務の導入(第43条の2)、取引所有価証券市場外での売買に関する取引の概要等を記載した説明書の交付義務の撤廃(証券会社に関する内閣府令第29条改正)に伴い、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)等について、所要の見直しを図るものである。

本規則改正は、平成17年4月1日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

最良執行義務の導入等に伴う本協会関係諸規則の改正について

平成 17 年 3 月 15 日
日本証券業協会

・改正の趣旨

本協会では、協会員が上場株券等の取引所有価証券市場外での売買（以下「取引所外売買」という。）並びにその媒介、取次ぎ又は代理を行う場合には、一定の範囲内の価格で行わなければならないこととしている（当該上場株券の基準価格公表証券取引所において当該上場株券等に係る売買立会が行われていない時間に受けた注文に係る取引所外売買等、一部適用除外あり）。また、協会員が顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客（証券会社に関する内閣府令第 28 条第 1 号各号に掲げる者を除く。）に対し、取引所外売買を行うために必要な留意事項について記載した書面を交付するとともに、その内容について十分に説明することとしている。

今般、来る 4 月 1 日より施行される改正証券取引法において、第 37 条（取引所有価証券市場外での取引禁止）が撤廃されるとともに、最良執行義務の導入（第 43 条の 2）、取引所有価証券市場外での売買に関する取引の概要等を記載した説明書の交付義務の撤廃（証券会社に関する内閣府令第 29 条改正）に伴い、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」（公正慣習規則第 5 号）等について、所要の改正を行うこととする。

・改正の骨子

- ・ 「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」（公正慣習規則第 5 号）及び「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則の一部改正

取引所外売買を行おうとするときの価格の制限等に関する規定を削ることとする。

（旧第 5 条、旧第 6 条、旧第 7 条、細則旧第 2 条）

協会員は、取引所外売買を行うに当たっては、売買の価格又は金額が適当と認められるものであることを確認するものとし、当該確認の記録を保存するものとする。

（第 5 条）

会員は、同時に多数の者に対し、取引所有価証券市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みを行ったときは、申込み後 5 分以内に本協会に報告するも

のとする。

(第7条第1項新設)

本協会は、会員からの報告を受けたときは、当該報告の内容を直ちに会員へ通知するとともに公表する。

(第10条第1項新設)

取引所外売買を受託した際の顧客への説明書の交付及び当該内容の説明に関する規定を削ることとする。

(旧第14条、細則旧第8条)

取引所外売買を受託した際の顧客又は他の協会員に対する取引態様等の明示に関する規定を削ることとする。

(旧第15条)

協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員が必要と認める事項について説明するものとする。

(第11条新設)

社内規則等の整備に関する規定を削ることとする。

(旧第16条)

(注) 取引所外売買に関する社内規則を独立して設ける必要はないものの、取引所外売買特有の取扱いについては、各社の定める社内規則(有価証券の売買等に関する規程等)の中に含めて規定しておく必要があることに留意する。

売買記録の作成・保存に関する規定を削ることとする。

(旧第17条)

(注) この規定は削除されるものの、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)第16条の顧客の注文に係る取引の適正な管理についての規定を引き続き遵守することとなるため、実質的には変わらない。

その他所要の整備を図る。

・ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)の一部改正

- ・ 協会員は、証取法第43条の2の最良執行義務を適切に履行するために十分な管理体制を整備するものとする。

(規則第16条の2新設)

・ 私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて(理事会決議)の一部改正

- ・ 所要の整備を図る。

. 施行の時期

平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)
の一部改正について

平成 17 年 3 月 15 日
(下線部分変更)

新	旧
(定 義)	(定 義)
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
1	1
{ } (現 行 ど お り)	{ } (省 略)
3	3
(削 る)	4 <u>小 口 注 文</u> 売買金額が300万円以下となる一の銘柄の取引所外売買に関する注文をいう。
(削 る)	5 <u>準 大 口 注 文</u> 売買金額が300万円超5,000万円以下となる一の銘柄の取引所外売買に関する注文をいう。
(削 る)	6 <u>大 口 注 文</u> 売買金額が5,000万円超となる一の銘柄の取引所外売買に関する注文をいう。
(削 る)	7 <u>超 大 口 注 文</u> 大口注文のうち、売買金額が50億円以上となるものをいう。
(削 る)	8 <u>バスケット注文</u> 取引所有価証券市場外で15銘柄以上を同時に売り付け又は買い付ける注文で、かつ、当該売付け又は買付けに係る総売買金額が1億円以上となるものをいう。

新	旧
<p>(適用除外)</p> <p>第 4 条</p> <p>{ } (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>(削 る)</p> <p>第 2 章 取引所外売買の価格等</p> <p>(削 る)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第 4 条</p> <p>{ } (省 略)</p> <p>2</p> <p>3 <u>会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、上場株券等の当該売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所(以下「基準価格公表証券取引所」という。)において当該上場株券等に係る売買立会が行われていない時間に受けた注文に係るもの(以下「価格制限適用除外売買」という。)については、この規則の第 2 章を適用しないものとする。</u></p> <p>第 2 章 取引所外売買の価格等</p> <p>(価格の制限等)</p> <p>第 5 条 <u>協会員は、顧客又は他の協会員から次の各号に掲げる注文を受けたときは、当該各号に定める価格で売買又はその媒介等を行わなければならない。</u></p> <p>1 <u>小 口 注 文</u> <u>基準価格公表証券取引所における直近の最も安い売り気配と最も高い買い気配(以下「最良気配」という。)の範囲内の価格</u></p> <p>2 <u>準 大 口 注 文</u> <u>基準価格公表証券取引所における、直近の最も安い売り気配と直近の売買価格に 100 分の 103 を乗じた価格とのうちいずれが高い価格と、直近</u></p>

新	旧
<p>(削 る)</p>	<p>の最も高い買い気配 と直近の売買価格に 100分の97を乗じた 価格とのうちいずれ か安い価格との範囲 内の価格</p> <p><u>3 大口注文</u> 基準価格公表証券取引所における、直近の最も安い売り気配と直近の売買価格に100分の107を乗じた価格とのうちいずれが高い価格と、直近の最も高い買い気配と直近の売買価格に100分の93を乗じた価格とのうちいずれか安い価格との範囲内の価格</p> <p><u>2 協会員は、顧客又は他の協会員からバスケット注文を受けたときは、基準価格公表証券取引所における直近の売買価格に基づき、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）で定めるところにより算出した額の上下5パーセント以内の金額で売買又はその媒介等を行わなければならない。</u></p> <p><u>(特別気配が表示されている場合の取扱い)</u></p> <p><u>第6条</u> 協会員は、基準価格公表証券取引所において当該証券取引所が定める呼値に関する規則に基づきその存在を特別に周知するものとされる気配（以下「特別気配」という。）が表示されている場合に、小口注文を受けたときは、当該特別気配の価格で売買又はその媒介等を行わな</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(売買価格等の確認及び記録の保存)</p> <p>第 5 条 協会員は、取引所外売買を行うに当たっては、<u>売買の価格又は金額が適当と認められるものであることを確認するものとし、当該確認の記録を保存するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 売 買 の 監 理</p> <p>(売買の停止等)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>2 <u>協会員は、基準価格公表証券取引所において特別気配が表示されている場合に、小口注文以外の取引所外売買に関する注文を受けたときは、前条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 2 項中の「直近の売買価格」を「特別気配」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(証券取引所に売買価格等がない場合の取扱い)</p> <p>第 7 条 <u>協会員は、基準価格公表証券取引所において当日の売り気配又は買い気配のいずれか一方又はその双方がない場合に、小口注文を受けたときは、当該証券取引所の当日の直近の売買価格 (当該価格がない場合は当該証券取引所の定める基準値段) で売買又はその媒介等を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>協会員は、基準価格公表証券取引所において当日の直近の売買価格がない場合に、小口注文以外の取引所外売買に関する注文を受けたときは、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 2 項中の「直近の売買価格」を「当該証券取引所の定める基準値段」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(売買価格等の確認及び記録の保存)</p> <p>第 8 条 <u>協会員は、取引所外売買に関する注文を受けたときは、売買の価格又は金額が第 5 条から前条までに定める価格又は金額であることを確認するものとし、当該確認の記録を保存するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 売 買 の 監 理</p> <p>(売買の停止等)</p> <p>第 9 条 (省 略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第 4 章 報告及び公表</p> <p style="text-align: center;">(売買等の報告)</p> <p>第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所有価証券市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み(以下「申込み」という。)を行ったときは、申込み後5分以内に次の各号に掲げる事項を、本協会に報告しなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 銘柄名 2 申込みに係る売り又は買いの別 3 申込みに係る価格(買いに係る申込みにあつては、当該銘柄中最も高いものとし、売りに係る申込みにあつては、当該銘柄中最も安いものとする。)(細則で定める申込みに係る価格をいう。) 4 申込みに係る数量 5 その他本協会が必要と認める事項 <p>2 会員は、取引所外売買が成立したときは、売買成立後5分以内に次の各号に掲げる事項を、細則で定めるところにより、本協会に報告しなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合その他細則で定める場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 銘柄名 2 売買価格(細則で定める売買価格をいう。) 3 売買数量 4 売買成立日時 5 売り又は買いの別 6 自己又は委託の別(会員が自己の計算により行った売買であるか、又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行った売買であるかの別をいう。) 7 <u>取引所外売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所の名称及びその価格</u> 8 売買の相手方(売買の相手方が会員である場 	<p style="text-align: center;">第 4 章 報告及び公表</p> <p style="text-align: center;">(売買の報告)</p> <p>第 10 条 (新設)</p> <p>会員は、取引所外売買が成立したときは、売買成立後5分以内に次の各号に掲げる事項を、細則で定めるところにより、本協会に報告しなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合その他細則で定める場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 銘柄名 2 売買価格(細則で定める売買価格をいう。) 3 売買数量 4 売買成立日時 5 売り又は買いの別 6 自己又は委託の別(会員が自己の計算により行った売買であるか、又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行った売買であるかの別をいう。) 7 <u>基準価格公表証券取引所の名称及びその価格(小口注文にあつては最良気配)</u> 8 売買の相手方(売買の相手方が会員である場

新	旧
<p>合は会員名、顧客である場合は顧客である旨)</p> <p>9 その他本協会が必要と認める事項</p> <p>(認可会員が成立させた売買等の報告に関する特例)</p> <p>第 8 条 私設取引システム運営業務の認可を受けた会員(以下本条において「認可会員」という。)が当該業務(以下本条において「認可業務」という。)により行った申込み及び成立させた取引所外売買については、認可会員が前条の報告を行うものとし、認可会員以外の会員は当該申込み及び売買に係る前条の報告を行わないものとする。</p> <p>2 認可会員は、<u>認可業務により行った申込みについては前条第 1 項各号に掲げる事項の他に本協会が必要と認める事項を、認可業務により成立させた取引所外売買については前条第 2 項各号に掲げる事項の他に本協会が必要と認める事項を、前条の報告を行った日に本協会に報告するものとする。</u></p> <p>3 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、銘柄別の売買数量を月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本協会に報告するものとする。</p> <p>(売買等の報告の訂正・取消し)</p> <p>第 9 条 会員は、<u>第 7 条の規定に基づき行った報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、細則で定めるところにより、すみやかに行うものとする。</u></p> <p>(売買価格等の公表等)</p> <p>第 10 条 <u>本協会は、会員から第 7 条第 1 項の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を、直ちに会員に通知するとともに、公表する。</u></p> <p>1 銘柄名</p>	<p>合は会員名、顧客である場合は顧客である旨)</p> <p>9 その他本協会が必要と認める事項</p> <p>(認可会員が成立させた売買の報告に関する特例)</p> <p>第 11 条 私設取引システム運営業務の認可を受けた会員(以下本条において「認可会員」という。)が当該業務(以下本条において「認可業務」という。)により成立させた取引所外売買については、認可会員が前条の報告を行うものとし、認可会員以外の会員は当該売買に係る前条の報告を行わないものとする。</p> <p>2 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、<u>前条各号に掲げる事項の他に本協会が必要と認める事項を、前条の報告を行った日に本協会に報告するものとする。</u></p> <p>3 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、銘柄別の売買数量を月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本協会に報告するものとする。</p> <p>(売買の報告の訂正・取消し)</p> <p>第 12 条 会員は、<u>第 10 条の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、細則で定めるところにより、すみやかに行うものとする。</u></p> <p>(売買価格等の公表等)</p> <p>第 13 条 (新設)</p>

新	旧
<p>2 <u>申込みに係る売り又は買いの別</u></p> <p>3 <u>申込みに係る価格</u></p> <p>4 <u>申込みに係る数量</u></p> <p>5 <u>申込みの時刻</u></p> <p>6 <u>その他本協会が必要と認める事項</u></p> <p>2 本協会は、会員から第7条第2項の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を、すみやかに会員に通知するとともに、公表する。ただし、当該報告が、<u>売買代金が50億円以上となる一の銘柄の取引所外売買に関する注文</u>(会員において売付注文と買付注文を店内対当させたものを除く。)に係るものであるときは、細則で定める日時に会員へ通知するとともに、公表する。</p> <p>1 銘柄名</p> <p>2 売買価格</p> <p>3 売買数量</p> <p>4 売買成立日時</p> <p>5 その他本協会が必要と認める事項</p> <p>3 本協会は、<u>第7条第2項の報告に基づき、上場株券等の種類毎の売買数量及び銘柄別の売買価格、売買数量を日々取りまとめ、会員へ通知するとともに、公表する。</u></p> <p>(削 る)</p>	<p>本協会は、会員から第10条の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を、すみやかに会員に通知するとともに、公表する。ただし、当該報告が<u>超大口注文</u>(会員において売付注文と買付注文を店内対当させたものを除く。)に係るものであるときは、細則で定める日時に会員へ通知するとともに、公表する。</p> <p>1 銘柄名</p> <p>2 売買価格</p> <p>3 売買数量</p> <p>4 売買成立日時</p> <p>5 その他本協会が必要と認める事項</p> <p>2 本協会は、<u>第10条の報告に基づき、上場株券等の種類毎の売買数量及び銘柄別の売買価格、売買数量を日々取りまとめ、会員へ通知するとともに、公表する。</u></p> <p>第5章 取引態様の明示等</p> <p>(顧客への説明)</p> <p>第14条 <u>協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客(証券会社に関する内閣府令第28条第1項各号に掲げる者を除く。以下本項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項、当該売買の概要及び顧客の判断と責任において当該売買を行うために必要な留意事項について記載した説明書を交付し、これらの事項等について十分に説明するものと</u></p>

新	旧
<p>(削 る)</p>	<p>する。ただし、当該売買の成立前1年以内の日に当該顧客に当該説明書を交付した場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>取引所有価証券市場での売買と取引所有価証券市場外での売買の相違として細則で掲げる事項</u> 2 <u>顧客が取引所有価証券市場外での売買を明示的に希望しない場合又は特定の取引形態を指示しない場合は、取引所有価証券市場で売買を成立させることとなること</u> 3 <u>自己が相手方となって売買を成立させる場合は、仕切りの方法による取引所有価証券市場外での売買となること</u> 4 <u>取引所有価証券市場外で成立させる委託売買については、媒介、取次ぎ又は代理による売買の方法があること</u> 5 <u>基準価格公表証券取引所は、顧客の指示する証券取引所であること</u> 6 <u>その他会員が必要と認める事項</u> <p>2 <u>前項ただし書きの規定は、前項の説明書を交付した日から1年以内の日に売買を行った場合には、当該売買の日をもって当該説明書を交付した日とみなして適用する。</u></p> <p>(取引態様等の明示)</p> <p>第15条 <u>協会員は、顧客又は他の協会員から取引所外売買に関する注文を受けたときは、その都度、当該顧客又は他の協会員に対し、取引の態様及び次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>基準価格公表証券取引所の価格情報及び取引所有価証券市場外で売買を行う場合の価格</u> 2 <u>顧客から徴収する手数料等顧客の負担する額</u> 3 <u>受渡決済に関し顧客に特別に周知すべき事項</u>

新	旧
<p style="text-align: center;">第 5 章 雑 則</p> <p><u>(顧客への説明)</u></p> <p>第 11 条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員が必要と認める事項について説明するものとする。</p> <p><u>(取引所外売買担当者の届出)</u></p> <p>第 12 条 (削 る)</p> <p>協会員は、取引所外売買に関する担当責任者 1 名以上を定め、所定の様式により、本協会に届けるものとする。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(社内規則等の整備)</u></p> <p>第 16 条 協会員は、取引所外売買及びその媒介等並びに媒介等を行う取引所外売買の公正性を確保するため、社内規則及び管理体制を整備するものとする。</p> <p>2 協会員は、取引所外売買に関する担当責任者 1 名以上を定め、所定の様式により、本協会に届けるものとする。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。</p> <p><u>(売買記録の作成・保存)</u></p> <p>第 17 条 協会員は、取引所外売買又はその媒介等を行ったときは、伝票その他の書類をすみやかに作成し、整理、保存する等適切な管理を行うものとする。</p> <p><u>(電磁的方法による説明書の交付等)</u></p> <p>第 18 条 協会員は、第 14 条の規定による説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めると</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>ころにより、当該説明書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該説明書を交付したものとみなす。</u></p>

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 17 年 3 月 15 日
(下線部分変更)

新	旧
(削 る)	(省 略)
<p>(売買等の報告)</p> <p>第 2 条 会員は、規則第 7 条の報告を行おうとするときは、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>1 取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステム（以下「報告・公表システム」という。）（私設取引システム運營業務の認可を受けた会員が当該業務により成立させた取引所外売買については、「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」（理事会決議）の定めるところにより、本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等公表システム）に規則第 7 条第 2 項各号に掲げる事項を入力することにより報告する方法</p> <p>2 所定の報告書類（以下「報告書類」という。）に規則第 7 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項を記載し、提出することにより報告する方法</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 規則第 7 条第 2 項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる時間帯において成立した取引所外売買の報告を行う場合とする。この場合、当該会</p>	<p>(バスケット注文の価格の制限)</p> <p>第 2 条 規則第 5 条第 2 項に規定する細則で定めるところにより算出した額は、バスケット構成銘柄の各銘柄について、基準価格公表証券取引所における直近の売買価格に当該銘柄に係る売付数量又は買付数量を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>(売買の報告)</p> <p>第 3 条 会員は、規則第 10 条の報告を行おうとするときは、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>1 取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステム（以下「報告・公表システム」という。）（私設取引システム運營業務の認可を受けた会員が当該業務により成立させた取引所外売買については、「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」（理事会決議）の定めるところにより、本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等公表システム）に規則第 10 条各号に掲げる事項を入力することにより報告する方法</p> <p>2 所定の報告書類（以下「報告書類」という。）に規則第 10 条各号に掲げる事項を記載し、提出することにより報告する方法</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 規則第 10 条に規定する細則で定める場合は、報告・公表システムにより規則第 10 条の報告を行う会員が、当該システムの稼働時間外において</p>

新	旧
<p>員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める時間内に、一括して報告を行うものとする。</p> <p>1 営業日の午後5時(半休日にあつては午後1時)から午後11時59分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売買の報告 翌営業日の午前8時10分から午前8時29分まで</p> <p>2 営業日の午前0時から午前8時9分までに成立した取引所外売買の報告 営業日の午前8時30分以降午前9時まで</p>	<p>成立した取引所外売買の報告を行う場合とする。この場合、当該会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める時間内に、一括して報告を行うものとする。</p> <p>1 営業日の午後5時(半休日にあつては午後1時)から午後11時59分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売買の報告 翌営業日の午前8時10分から午前8時29分まで</p> <p>2 営業日の午前0時から午前8時29分までに成立した取引所外売買の報告 営業日の午前8時30分以降すみやかに</p>
<p>(売買価格等)</p>	<p>(売買価格等)</p>
<p>第3条 規則第7条第1項第3号に掲げる申込みに係る価格及び同条第2項第2号に掲げる売買価格は、株券の場合は1株、出資証券(優先出資証券を含む。)の場合は1口、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。)新株予約権付社債券等(新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であつて、一体で売買するものとして上場されたものをいう。)又は交換社債券の場合は額面100円、新株予約権証券の場合は1証券、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。)又は投資証券の場合は1口、外国投資証券の場合は1投資口についての<u>申込みに係る価格及び売買価格とする。</u></p>	<p>第4条 規則第10条第2号に掲げる売買価格は、株券の場合は1株、出資証券(優先出資証券を含む。)の場合は1口、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。)新株予約権付社債券等(新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であつて、一体で売買するものとして上場されたものをいう。)又は交換社債券の場合は額面100円、新株予約権証券の場合は1証券、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。)又は投資証券の場合は1口、外国投資証券の場合は1投資口についての売買価格とする。</p>
<p>2 前項の規定は、規則第10条第1項第3号に掲げる<u>申込みに係る価格及び同条第2項第2号に掲げ</u></p>	<p>2 前項の規定は、規則第13条第1項第2号に掲げる<u>売買価格に準用する。</u></p>

新	旧
<p>る売買価格に準用する。</p> <p>(報告の訂正・取消し)</p> <p>第 4 条 会員は、規則第 9 条の規定による売買等の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、<u>申込みの報告については、報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、規則第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、提出することにより</u>行い、<u>売買の報告については、報告・公表システム又は報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、規則第 7 条第 2 項各号に掲げる事項を入力すること又は記載し、提出することにより行うものとする。</u></p> <p>2 前項の報告・公表システムにより行う売買の報告の訂正又は取消しは、当該訂正又は取消しを行おうとする日の午後 4 時 59 分（半休日にあつては午後 0 時 59 分）までに行うものとし、午後 5 時（半休日にあつては午後 1 時）以降に訂正又は取消しを行おうとするときは、報告書類により行うものとする。</p> <p>(売買価格等の公表等)</p> <p>第 5 条 本協会は、規則第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同項各号の事項を会員へ通知するときは、報告・公表システムの外部接続による方法<u>又はこれに準じた方法により行うものとする。</u></p> <p>2 規則第 10 条第 3 項に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格、売買数量の情報は、報告・公表システムの稼働時間中に同システムを利用して報告が行われたものを速報として翌営業日の午前 11 時まで、報告・公表システムの稼働時間以外の報告を含めたものを確定情報として翌々営業日の午前 11 時まで、報告・公表システム又はこれに準じた方法により、それぞれ<u>通知するととも</u></p>	<p>(報告の訂正・取消し)</p> <p>第 5 条 会員は、規則第 12 条の規定による売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、報告・公表システム又は報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、規則第 10 条各号に掲げる事項を入力すること又は記載し、提出することにより行うものとする。</p> <p>2 前項の報告・公表システムにより行う売買の報告の訂正又は取消しは、当該訂正又は取消しを行おうとする日の午後 4 時 59 分（半休日にあつては午後 0 時 59 分）までに行うものとし、午後 5 時（半休日にあつては午後 1 時）以降に訂正又は取消しを行おうとするときは、報告書類により行うものとする。</p> <p>(売買価格等の公表等)</p> <p>第 6 条 本協会は、規則第 13 条第 1 項の規定に基づき同項各号の事項を会員へ通知するときは、報告・公表システムの外部接続による方法により行うものとする。</p> <p>2 規則第 13 条第 2 項に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格、売買数量の情報は、報告・公表システムの稼働時間中に同システムを利用して報告が行われたものを速報として翌営業日の午前 11 時まで、報告・公表システムの稼働時間以外の報告を含めたものを確定情報として翌々営業日の午前 11 時まで、報告・公表システム又はこれに準じた方法により、それぞれ公</p>

新	旧
<p>に、公表する。</p> <p>(売買価格等の公表等に関する特例)</p> <p>第 6 条 規則第 10 条第 2 項に規定する細則で定める日時は、会員から規則第 7 条第 2 項の報告を受けた日の翌営業日の午後 4 時とする。</p> <p>(削 る)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>表する。</p> <p>(超大口注文に係る売買価格等の公表等に関する特例)</p> <p>第 7 条 規則第 13 条第 1 項に規定する細則で定める日時は、会員から第 10 条の報告を受けた日の翌営業日の午後 4 時とする。</p> <p>(顧客への説明)</p> <p>第 8 条 規則第 14 条第 1 項第 1 号に規定する取引所有価証券市場での売買と取引所外売買の相違として細則で掲げる事項は、次の事項をいう。</p> <p>1 <u>取引所有価証券市場外で成立した売買の価格は、取引所有価証券市場で成立した売買の価格とは異なることがあること</u></p> <p>2 <u>取引所有価証券市場外で成立した売買の受渡決済は、取引所有価証券市場で成立した売買と異なり、売買当事者間において取り決める必要があること</u></p>

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)の
一部改正について

平成 17 年 3 月 15 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(最良執行義務) <u>第 1 6 条の 2 協会員は、証取法第 43 条の 2 に規定する最良執行義務を適切に履行するた めに十分な管理体制を整備するものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行す る。</p>	<p>(新 設)</p>

私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて（理事会決議）の一部改正について

平成 17 年 3 月 15 日
（下線部分変更）

新	旧
<p>1. 目的</p> <p>この理事会決議は、私設取引システム運営業務の認可を受けた会員（以下「認可会員」という。）が当該業務（以下「認可業務」という。）により<u>行った同時に多数の者に対する取引所有価証券市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み</u>（以下「申込み」という。）又は成立させた売買について、本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等公表システム（以下「PTS システム」という。）を通じて報告する場合の取扱いについて必要な事項を定める。</p> <p>2. （ 現行どおり ）</p> <p>3. PTS システム利用の届出</p> <p>(1) 認可会員が認可業務により<u>行った申込み及び成立させた売買</u>について、PTS システムを通じて報告しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出るものとする。</p> <p>(2) （ 現行どおり ）</p> <p>(3) PTS システム報告会員が認可業務により<u>行った申込み及び成立させた売買</u>について、PTS システムを通じて報告することを取り止める場合には、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出るものとする。</p>	<p>1. 目的</p> <p>この理事会決議は、私設取引システム運営業務の認可を受けた会員（以下「認可会員」という。）が当該業務（以下「認可業務」という。）により成立させた売買について、本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等公表システム（以下「PTS システム」という。）を通じて報告する場合の取扱いについて必要な事項を定める。</p> <p>2. （ 省 略 ）</p> <p>3. PTS システム利用の届出</p> <p>(1) 認可会員が認可業務により成立させた売買について、PTS システムを通じて報告しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出るものとする。</p> <p>(2) （ 省 略 ）</p> <p>(3) PTS システム報告会員が認可業務により成立させた売買について、PTS システムを通じて報告することを取り止める場合には、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出るものとする。</p>

新	旧
<p>4．売買の報告</p> <p>(1) PTS システム報告会員は、認可業務により成立させた売買について、取引所市場外売買規則 <u>第7条第2項</u>の規定による報告を、取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステムに代えて、PTS システムを通じて行わなければならない。</p> <p>(2)</p> <p>（ 現行どおり ）</p> <p>(3)</p>	<p>4．売買の報告</p> <p>(1) PTS システム報告会員は、認可業務により成立させた売買について、取引所市場外売買規則 <u>第10条第1項</u>の規定による報告を、取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステムに代えて、PTS システムを通じて行わなければならない。</p> <p>(2)</p> <p>（ 省 略 ）</p> <p>(3)</p>
<p>5．申込みの報告</p> <p>(1) PTS システム報告会員は、認可業務において <u>申込みを行う場合は、取引所外売買規則第7条第1項の規定による報告を</u>、PTS システムを通じて、報告しなければならない。</p> <p>(2) (1)の報告は、<u>申込み後5分以内</u>に行わなければならない。ただし、午前0時00分から午前0時44分までの間に行った<u>申込み</u>については、午前0時45分から午前0時49分までの間に報告しなければならない。</p> <p>(3) (1)により報告した<u>申込み</u>を取り下げる場合には、PTS システムを通じて、その旨を報告しなければならない。</p> <p>(4) 午後11時59分までに報告した<u>申込み</u>を翌日午前0時45分以降も<u>継続</u>しようとする場合は、当該翌日午前0時45分以降すみやかに、改めて、PTS システムを通じて当該<u>申込み</u>を報告しなければならない。</p> <p>(5) 取引所市場外売買規則の規定により売買の停止が行われた銘柄について、その売買が再開された後に<u>申込み</u>を行う場合は、改めて、PTS システムを通じて当該<u>申込み</u>を報告しなければならない。</p>	<p>5．最良気配の報告</p> <p>(1) PTS システム報告会員は、認可業務において <u>気配を提示する場合は、最も安い売り気配又は最も高い買い気配</u>（以下「最良気配」という。）を、PTS システムを通じて、報告しなければならない。</p> <p>(2) (1)の報告は、<u>当該最良気配提示後5分以内</u>に行わなければならない。ただし、午前0時00分から午前0時44分までの間に<u>提示した最良気配</u>については、午前0時45分から午前0時49分までの間に報告しなければならない。</p> <p>(3) (1)により報告した<u>最良気配</u>を取り下げる場合には、PTS システムを通じて、その旨を報告しなければならない。</p> <p>(4) 午後11時59分までに報告した<u>最良気配</u>を翌日午前0時45分以降も<u>引き続き提示</u>しようとする場合は、当該翌日午前0時45分以降すみやかに、改めて、PTS システムを通じて当該 <u>最良気配</u>を報告しなければならない。</p> <p>(5) 取引所市場外売買規則の規定により売買の停止が行われた銘柄について、その売買が再開された後に<u>気配を提示する場合は</u>、改めて、PTS システムを通じて<u>最良気配</u>を報告しなければならない。</p>

新	旧
<p>(6) 4.(3)の規定は、<u>申込み</u>の報告に準用する。</p> <p>6. 報告の訂正・取消し</p> <p>(1) PTS システム報告会員は、4.(1)の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、取引所市場外売買細則第4条の規定による報告を、取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステムに代えて、PTS システムを通じて、すみやかに行わなければならない。ただし、訂正又は取消しを行おうとする売買が行われた日の翌日以降に当該訂正又は取消しを行おうとする場合は、PTS システムに代えて、所定の報告票により報告しなければならない。</p> <p>(2) PTS システム報告会員は、5.(1)の規定に基づき行った報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、PTS システムを通じて、すみやかに行わなければならない。</p> <p>(3) PTS システム報告会員は、4.(3)の規定に基づき報告票により行った報告又は5.(6)の規定に基づき報告票により行った報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、所定の報告票に訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当該報告票によりすみやかに報告しなければならない。</p> <p>(4) PTS システムの稼働が休止し又は稼働に支障が生じ、(1)及び(2)の報告が行えない場合、所定の報告票に訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当該報告票によりすみやかに報告しなければならない。</p> <p>7. 売買価格及び申込みの公表</p> <p>(1) 本協会は、PTS システム報告会員から4.の報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、PTS システムのウェブサイトにおいて、すみやかに</p>	<p>(6) 4.(3)の規定は、<u>最良気配</u>の報告に準用する。</p> <p>6. 報告の訂正・取消し</p> <p>(1) PTS システム報告会員は、4.(1)の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、取引所市場外売買細則第17条第2項第5号イの規定による報告を、取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステムに代えて、PTS システムを通じて、すみやかに行わなければならない。ただし、訂正又は取消しを行おうとする売買が行われた日の翌日以降に当該訂正又は取消しを行おうとする場合は、PTS システムに代えて、所定の報告票により報告しなければならない。</p> <p>(2) PTS システム報告会員は、5.(1)の規定に基づき行った<u>最良気配</u>の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、PTS システムを通じて、すみやかに行わなければならない。</p> <p>(3) PTS システム報告会員は、4.(3)の規定に基づき報告票により行った<u>売買</u>の報告又は5.(4)の規定に基づき報告票により行った<u>最良気配</u>の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、所定の報告票に訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当該報告票によりすみやかに報告しなければならない。</p> <p>(4) PTS システムの稼働が休止し又は稼働に支障が生じ、(1)の報告が行えない場合、所定の報告票に訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当該報告票によりすみやかに報告しなければならない。</p> <p>7. 売買価格及び最良気配等の公表</p> <p>(1) 本協会は、PTS システム報告会員から4.の報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、PTS システムのウェブサイトにおいて、すみやかに</p>

